

暴風警報の発令及び自然災害等の発生時における対応について

1. 台風について

① 利用料の還付について

暴風警報が発令された場合は、当館は閉館となり、原則利用料を全額還付いたします。ただし、以下の場合を除きます。詳細は②以降をご参照ください。

- ・ 利用開始時点では開館しており、利用時間途中まで利用された場合で、天候の悪化によって退館を決定された場合
- ・ 利用開始時点では開館しており、利用時間途中まで利用された場合で、暴風警報発令により、閉館となった場合
- ・ 利用開始予定時間になっても来館されず、利用予定時間区分に開館していた場合

② 暴風警報発令前

(ア) 暴風警報発令による閉館が見込まれる場合(台風の進路上にあたる場合)、管理人が、閉館が見込まれる時間帯に予約されている利用者へ電話連絡し、以下の内容をお伝えします。

- I. 「暴風警報が発令されていませんが、今後警報発令による閉館が見込まれるので、予約をキャンセルされる場合は利用料を全額還付いたします。(※利用時間帯に応じて以下の abc いずれかお伝えします。)」
 - a 午前7時時点で暴風警報発令: 午前閉館
 - b 午前10時時点で暴風警報発令: 午前・午後閉館
 - c 午後3時時点で暴風警報発令: 午後・夜間閉館
- II. 「利用開始時点では開館しており、利用時間途中まで利用された場合で、天候の悪化によって退館を決定されても、利用料は還付いたしません。」
- III. 「利用開始時点では開館しており、利用時間途中まで利用された場合で、暴風警報発令により閉館となった場合、利用料は還付いたしません。」

(イ) キャンセルするかどうか回答を保留にされた、または電話連絡が取れず、利用開始時間

になっても来館されない利用者については、以下のとおりとします。

I. 利用予定時間区分に閉館していた場合は、利用料を全額還付する旨を後日電話連絡します。

II. 利用予定時間区分に開館していた場合は、利用料の還付はありません。

(ウ) (ア)の管理人による電話の前に、ご自身で予約をキャンセルしたい旨を電話連絡された利用者については、以下のとおりとします。

I. 利用予定時間区分が閉館の見込み有と判断されていた場合(管理人が電話をかける対象であった場合)は、利用料を全額還付します。

II. 利用予定時間区分が閉館の見込み無と判断されていた場合(管理人が電話をかける対象でなかった場合)は、利用料の還付はありません。

③ 暴風警報発令時

(ア) 管理人は、利用者に対し、館内放送等により速やかに閉館することをお伝えし、会館利用中止の張り紙を掲示します。途中まで利用されていた利用者には、利用料は還付いたしません。

(イ) 管理人は、閉館となる時間区分に予約されており、まだ来館されていない利用者については、速やかに電話連絡により閉館の旨をお伝えし、利用料を後日還付します。

(ウ) 連絡が取れずに来館された利用者については、閉館の事情を説明してご理解とご協力を求め、利用料を後日還付します。

(エ) 管理人は、閉館時も会館に待機し、構造物等の被害状況の有無を確認し、商工会及び市に報告します。

④ 暴風警報解除時

(ア) 閉館となった時間区分の次の時間区分に予約されている利用者については、電話連絡により、警報が解除されたため、利用ができることを伝えます。その時点で利用中止を判断した利用者については、利用料を還付します。

2. 地震について

① 震度3～4の場合

(ア) 管理人は、館内放送等により利用者に速やかに震度情報・現状等を伝達します。

(イ) 管理人は、構造物等の被害状況の有無を確認、商工会及び市に報告します。

② 震度5弱以上の場合

(ア) 管理人は、利用者に即座に退出をお願いします。応急危険度判定士の判定により安全が確認されるまでは、翌日以降も含めて利用を中止します。管理人は、利用中止の館内放送及び利用者への連絡を行い、会館利用中止の張り紙を掲示します。いずれも利用料を還付します。

(イ) 管理人は、館内放送等により利用者に速やかに震度情報・現状等を伝達します。

(ウ) 管理人は商工会及び市へ連絡し、利用者を安全な場所まで避難誘導します。

(エ) 負傷者が出た場合、管理人は商工会及び市へ連絡し、近くの応援人員を呼び、安全な場所へ負傷者を移動させ、必要であれば119番通報及び応急処置をします。ただし、応急処置についての手順が不明な場合は、1人が119番に確認しながらもう1人が処置を行います。

3. 火災について

(ア) 火災を発見した人は119番通報し、管理人に連絡します。

(イ) 管理人は商工会及び市へ連絡し、利用者を安全な場所まで避難誘導します。

(ウ) 負傷者が出た場合、管理人は、近くの応援人員を呼び、安全な場所へ負傷者を移動させ、必要であれば応急処置をします。ただし、応急処置についての手順が不明な場合は、1人が119番に確認しながらもう1人が処置を行います。

(エ) 管理人は、構造物等の被害状況の有無を確認し、商工会及び市に報告します。

4. 光化学スモッグ注意報について

(ア) 注意報が発令された時点で、管理人は啓発用の懸垂幕を会館入口前に掲示します。

(イ) 利用者に対し、館内放送等により速やかに情報を伝達します。

5. その他

上記に関わらず、商工観光課が閉館すべきと判断した場合は、急きょ閉館する場合があります。

その他商工観光課より指示のあった内容については、遵守してください。